

株 主 各 位

## 第16期定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面への記載を省略した事項

- ・ 事業報告  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 計算書類  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

株式会社情報戦略テクノロジー

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。
  - (ii) 取締役は、「取締役会規程」に基づき定期的開催される取締役会において、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
  - (iii) 取締役は、当社グループに関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
  - (iv) 監査役は、取締役の職務執行について監査を行う。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (i) 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
  - (ii) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (i) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
  - (ii) 当社は、経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
  - (iii) 当社の内部監査主管部署は、「内部監査規程」に基づき、当社グループにおけるリスク管理の状況について監査を行う。
  - (iv) 「個人情報取扱規程」等の定めに基づき、機密情報の管理及び個人情報の適切な保護を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
  - (ii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織及び業務分掌規程」「職務権限及び稟議規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - (iii) 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び使用人に対し周知徹底を図る。
  - (ii) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき社内及び社外に相談・通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
  - (iii) 当社の内部監査所管部署は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社グループの使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
  - (iv) 監査役は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、監査役会に報告する。
  - (v) 監査役会は、監査役からの報告を受けてその内容を検討し、取締役会に対して助言又は勧告をするべき事項の有無及びその内容を審議する。
  - (vi) 前項の審議を踏まえ、助言又は勧告するべき事項を監査役会で決定した場合、監査役は、改善策を講ずるよう取締役会に助言又は勧告を行う。
  - (vii) 第4項乃至第6項の規定は、法令で定められた監査役の権限の行使を妨げるものではない。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
  - (ii) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。なお、本条に定め

る監査役会の同意は、法令で定められた監査役の権限の行使を妨げるものではない。

- (iii) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- (iv) 監査役補助者は、監査役の指揮命令下で監査役補助に係る業務を行うものとし、当該業務については、取締役及び他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 取締役及び使用人等（当社グループの役員及び使用人を含む）は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役は速やかに監査役会に報告を行うものとする。また、取締役及び使用人等は、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
- (ii) 当社の内部監査所管部署又は相談・通報窓口の窓口担当者は、相談・通報窓口に通報を受け調査をした場合には、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当該通報の事実及び調査結果について速やかにリスク・コンプライアンス委員会に報告しなければならない。
- (iii) 前二項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- (i) 監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査役は、取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるができる。
- (ii) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
- (iii) 監査役は、内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
- (iv) 監査役職務の監査が実効的に行われることが妨げられる事由がある場合、監査役は、必要に応じて監査役会の審議を経たうえで、取締役会に対して必要な要請を行うことができる。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
  - (i) 暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力等排除規程」を定める。
  - (ii) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行

定例取締役会を原則月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度につきましては取締役会を18回開催し、当社の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。

### ② 監査役の職務執行

監査役会につきましては、定例監査役会を月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催しており、当事業年度につきましては監査役会を15回開催しました。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会への出席、代表取締役・取締役・執行役員・内部監査担当者等からの意見聴取、各種資料閲覧、部門往査等を行うことにより、業務執行状況を監査しております。

### ③ リスク管理及びコンプライアンス遵守

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理の状況把握や管理体制の整備等について体制整備を行っております。また、内部通報規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

## 株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	50,000	-	-	663,489	663,489	713,489	396	713,885
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	376,753	376,753	376,753			753,507		753,507
新株の発行(新株 予約権の行使)	5,829	5,829	5,829			11,658		11,658
当 期 純 利 益				273,173	273,173	273,173		273,173
当 期 変 動 額 合 計	382,582	382,582	382,582	273,173	273,173	1,038,339	-	1,038,339
当 期 末 残 高	432,582	382,582	382,582	936,662	936,662	1,751,828	396	1,752,224

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 8～39年

工具、器具及び備品 4～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末において貸倒引当金は計上しておりません

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

##### (3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社のDX関連事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は主に以下のとおりであります。

当社のDX関連事業の主なサービスである「0次システム開発」はシステム開発を必要とする顧客企業と

準委任契約を締結し、顧客のシステム開発の内製を支援するものです。

準委任契約による取引は、契約内容に応じてエンジニアが提供するサービスが履行義務であり、当該サービスを提供する時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しております。そのため、サービス提供をする期間にわたり顧客との契約において約束された金額に基づき、収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「敷金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、上記の独立掲記に伴い、金融商品に関する注記「2. 金融商品の時価等に関する事項」及び「3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」において、「敷金」を当事業年度から新たに注記対象としております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 51,605千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。



#### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物	564千円
工具、器具及び備品	20,307
計	20,872

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	150,000
差引額	50,000

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	期首株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,500,000	1,838,500	－	10,338,500
合計	8,500,000	1,838,500	－	10,338,500

(注) 当社は、2024年3月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024年3月27日付で払い込み完了した公募（ブックビルディング方式による募集）により新株式1,470,000株、2024年4月30日付で払い込み完了した有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により新株式310,500株及び新株予約権の行使により新株式58,000株増加しております。

##### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

##### 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

当会計年度の新株予約権（権利行使期間の初日が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 882,000株

##### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,607千円
賞与引当金	17,378
株主優待引当金	964
ソフトウェア	6,679
その他	18,045
繰延税金資産小計	<u>51,675</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△70</u>
評価性引当額小計	<u>△70</u>
繰延税金資産合計	<u>51,605</u>

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
留保金課税	6.5
所得拡大促進税制による税額控除	△5.8
住民税均等割額	0.1
その他	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.9</u>

## 7. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や増資による方針であります。デリバティブ取引については、行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

借入金のうち変動金利であるものについては、金利変動のリスクに晒されております。

敷金は、オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に従い、経営管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

当社は、変動金利による借入金については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、利益計画に基づき経営管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	91,796	90,171	△1,625
資産計	91,796	90,171	△1,625
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金も含む)	173,768	173,426	△341
負債計	173,768	173,426	△341

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また出資金については金額に重要性がないので記載を省略しております。

2. 貸借対照表における敷金の金額と金融商品の時価開示における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,836,750	—	—	—
売掛金	601,100	—	—	—
敷金	22,951	68,844	—	—
合計	2,460,803	68,844	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金も含む)	126,628	47,140	—	—	—	—
合計	126,628	47,140	—	—	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	－	90,171	－	90,171
資産計	－	90,171	－	90,171
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）	－	173,426	－	173,426
負債計	－	173,426	－	173,426

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	169.45円
1株当たり当期純利益	27.73円

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、DX関連事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	システム開発売上	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	5,837,885	10,080	5,847,966
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	5,837,885	10,080	5,847,966

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当する契約資産および契約負債の残高等はありません。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年2月13日開催の取締役会において、株式会社イー・ケー・プラスの株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、本株式取得は2段階に分かれております。2025年2月14日に第1回目の取得を実施しており、第2回目の取得は2025年5月31日に実施する予定です。

### (1) 企業結合の概要

#### ①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社イー・ケー・プラス

事業の内容：システム開発事業

#### ②企業結合を行う理由

当社は、顧客のIT投資効率の最大化を実現するため、各業界大手企業のシステム開発のDX内製支援「0次DX」を推進しております。

イー・ケー・プラス社は、2005年の創業以来、インフラ系のシステムエンジニアリングサービスを事業基盤とし、近年は官公庁や金融系のクライアントを対象に安定した成長を続けており、AWS (Amazon Web Services) を中心にクラウド基盤の構築や運用にも注力しています。

この度、イー・ケー・プラス社を当社グループに迎えることで、同社が強みをもつビジネス領域においても当社の主たる事業であるDX内製支援「0次DX」を展開することができ、更なる事業機会の拡充を目指します。

#### ③企業結合日

2025年2月14日 第1回目の株式取得

2025年5月31日(予定) 第2回目の株式取得

#### ④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

#### ⑤結合後企業の名称

名称に変更はありません。

#### ⑥取得する議決権比率

取得日直前に所有していた議決権比率 0.0%

第1回目に取得した議決権比率 80.4%

第2回目に取得する議決権比率 19.6%

#### ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社イー・ケー・プラスの株式を取得することによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	643,137千円 (第1回取得)
		156,862千円 (第2回取得)
取得原価		800,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 (概算額) 32,000千円

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点で確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点で確定しておりません。

(6) その他

2025年12月期第1四半期連結会計期間末より、従来の単体決算から連結決算への移行を予定しており、株式会社エー・ケー・プラスの損益については第2四半期連結会計期間より連結損益計算書に反映させる予定です。